

**第6期明和町障がい福祉計画**  
**第2期明和町障がい児福祉計画**

令和3年（2021年）3月

三重県 明和町

はじめに



明和町では、平成13年に当町における最初の障がい者施策計画として「明和町障害者福祉計画」を策定いたしました。この計画の基本理念を「障がい者の自立と社会活動への参画の支援、主体性と選択性の尊重、地域での支え合い」とし、障がいのある人もない人も同じように社会に参加し、より豊かに暮らすことができる地域社会の実現をめざし、福祉施策を展開してきました。

その後6年毎に「明和町障がい者計画」を策定し、平成30年3月に「第5期明和町障がい福祉計画」と児童福祉法に基づいた「第1期明和町障がい児福祉計画」の策定をしました。今回3年経過したことで計画の成果を検証し課題を整理して後半の期間となる「第6期明和町障がい福祉計画」と「第2期明和町障がい児福祉計画」を策定しました。

昨年度から世界的に流行している新型コロナウイルスのために、さまざまな特性を持つ障がいのある方が多くの制約を受けて生じている課題があります。このような状況のなかでも感染防止対策をしながら住みやすい社会となっていくよう取り組んでいく必要があります。

明和町ではこの計画に基づき、障がい者福祉施策を着実に進め、すべての人がより豊かに暮らすことができる地域社会の実現をめざします。

最後になりますが、計画の推進、策定にあたりご尽力をいただきました明和町地域自立支援協議会の方々に心より感謝申し上げます。

令和3年3月

**明和町長 世古口哲哉**

# 目 次

第1章	計画の基本事項	1
1	計画の性格	1
2	計画の目標年次	1
3	計画の推進体制	1
第2章	第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価	2
1	第5期障がい福祉計画の成果目標の達成状況と課題	2
2	障がい福祉サービス等の現状と課題	8
3	地域生活支援事業の現状と課題	15
4	第1期障がい児福祉計画の成果目標の達成状況と課題	21
5	障がい児支援のサービスの現状と課題	22
第3章	成果目標と福祉サービス等の見込み	24
1	第6期障がい福祉計画の成果目標と取り組み	24
2	障がい福祉サービス等の見込量とその確保の方策	29
3	地域生活支援事業の見込量とその確保の方策	38
4	障がい児支援の取り組み～第2期障がい児福祉計画～	48

# 第1章 計画の基本事項

## 1 計画の性格

- この計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」と児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけ、明和町における障がい福祉サービスや地域生活支援事業のサービス、障害児通所支援などの見込量を明らかにし、「明和町障がい者計画」に掲げる基本的な考え方や今後の方向性に基づき、障がい福祉施策の総合的な推進を目指すものです。
- 「障害福祉計画」策定に係る国の基本指針、第5期明和町障がい福祉計画の実績、三重県における計画を踏まえ、令和5年度末を目標年度として数値目標を設定します。

## 2 計画の目標年次

この計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

## 3 計画の推進体制

- この計画を推進するため、県、松阪多気障害保健福祉圏域（以下「圏域」とする。）の市町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、当事者団体、事業者、地域団体、その他関係機関などとの連携の強化を図ります。
- この計画の推進にあたっては、PDCAサイクル（\*）にそった進捗管理を行います。また、関係者により構成される明和町地域自立支援協議会や圏域に設置されている松阪・多気地域自立支援連絡協議会などにおいて協議し、課題解決に向けた取り組みを進めます。

\* **PDCAサイクル**：計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的に事業を改善していく手法。

## 第2章 第5期障がい福祉計画

### 第1期障がい児福祉計画の評価

#### 1 第5期障がい福祉計画の成果目標の達成状況と課題

##### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行について

項目	目標数値	2年度実績見込	考え方
平成29年度末時点の施設入所者数(A)	21人		
目標年度(令和2年度末時点)施設入所者数(B)	20人	21人	
【目標値】削減見込者数(A-B)	1人 5%	0人	令和2年度末における施設入所者の削減数
【目標値】地域生活移行者数	★ 2人 10%	0人 0%	令和2年度末地域移行者の増加数(A)×10%

取り組み	成果
<p>① 施設入所者の地域移行をしていくために地域生活支援拠点の整備ができるよう検討を行いました。</p> <p>② 保護者の高齢化等に伴い将来的に地域生活が困難になることが懸念される者(地域生活困難見込者)を抽出し、地域での生活が持続できる可能性を探るとともに地域の課題の検討を行いました。</p>	<p>① サービス提供事業所、相談支援事業所、明和町社会福祉協議会、健康あゆみ課とで協議を重ね、全ての障がい者が地域で安心した生活ができるための地域生活支援拠点の設置に向けて、具体的な整備イメージと残された課題を明らかにしました。</p> <p>② 地域移行を希望又は地域移行が可能な施設入所者の希望をアセスメントの際に確認しましたが、移行には至りませんでした。</p>

**【課題】**

- ① より本人の意向やニーズにそった相談支援を進め、地域生活支援に係るサービス調整、地域生活のきめ細かなモニタリングなどができるように、相談支援体制の強化を図る必要があります。
- ② 地域移行・定着に向け、施設入所支援事業所との連携の強化を図る必要があります。
- ③ 地域生活を体験する場の提供を推進するとともに、グループホームの整備や重度訪問介護、重度障害者等包括支援などのサービス提供体制の充実を図る必要があります。
- ④ 成年後見制度や日常生活自立支援事業を円滑に活用できる体制の整備が必要です。
- ⑤ 地域住民の理解や協力が得られるよう、さらなる啓発の推進を図る必要があります。

\* **【圏域】**：町単独では対応が十分にできない課題については、圏域内の市町、松阪保健所と連携して取り組みを進めました。

## (2) 地域生活支援拠点等の整備（\*）

項目	数 値	考え方
<b>【目標値】</b> 令和2年度末の地域生活支援拠点の整備数・場所	1ヶ所 <b>【圏域】</b>	地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域生活支援機能の一体的な整備を推進します。
<b>【令和2年度末の見込】</b> 令和2年度末の地域生活支援拠点の整備数・場所	0ヶ所 <b>【圏域】</b>	

\* **障がいのある人が、地域において自立した生活ができるよう次の支援機能の整備を図ることを言います。**

- (1) 地域定着に必要な24時間365日対応できる相談支援・サポート
- (2) 地域で自立した生活を体験できる場の提供
- (3) 障がいのある人の特性やニーズに応じたサービスの提供
- (4) 介護者の疾病等による緊急時の対応についての調整

取り組み	成果
① 入所施設等からの地域移行希望者や地域生活困難見込者のケース検討を通じて、地域の課題を整理するとともに、地域生活支援拠点等の整備に必要な支援機能について町内のサービス事業所を交えて意見交換を行いました。	① 地域生活支援拠点等の整備に必要な支援機能について、活用できる町内の資源（現行体制の機能など）を評価（*P4参照）することができました。
<b>【課題】</b> 町内の現行体制では不足する、地域生活支援拠点等の整備に必要な支援機能について、確保する方策を検討する必要があります。	

**\* 地域生活支援拠点等の整備に係る機能の評価**

相談支援	<p>①虐待対応については宿直体制により 24 時間対応できる体制になっている。</p> <p>②夜間や休日などの緊急的な相談・医療的ケアの必要なケースへの対応は、少ないと思われるが、重度障がい者等が安心して地域生活をするうえでは必要である。</p>
体験場所の提供	<p>①生活介護事業所、就労支援事業所、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所については体験可能。</p> <p>②共同生活援助については、空室があれば、体験が可能であるかもしれないが、町内 2 か所のグループホームは定員を満たしており、できない。</p>
緊急時の対応について (医療的ケアの対応を含む)	<p>①その都度、隣接する市町の施設の短期入所施設に問い合わせている。</p> <p>②町内に入所施設や空室のあるグループホームはない。</p> <p>③町内に短期入所サービス事業所が 1 つある。</p> <p>④医療的ケアが必要なケースについては、町内に緊急時の短期入所先はある。</p>
専門的な人材の育成について (行動障害、医療的ケアに対する対応を含む)	<p>①町内に、共同生活援助、生活介護、就労支援、児童発達支援等、居宅介護の事業所がある。</p> <p>②行動援護、重度包括介護、医療的ケア等の対応ができる十分なサービスの提供体制にはない。</p>
地域の体制づくり (基幹相談支援センターのあり方など)	<p>①明和町障がい者生活支援センターが次のような役割を担っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談、専門的な相談</li> <li>・サービス事業所を対象とした研修の実施</li> <li>・計画相談支援事業所に対する助言の実施</li> <li>・障がい者虐待への対応、成年後見制度利用支援、差別解消法に係る相談の実施</li> <li>・地域自立支援協議会事務局、地域自立支援協議会各部会などの活動を通しての地域ネットワークの構築</li> </ul> <p>②人員体制が不十分である。</p> <p>③みえる輪ネット（県重症心身障がい児（者）相談支援事業）、高齢者や精神保健分野における包括支援システム、丸ごと・我がごと包括支援体制構想との関連の整理が必要</p>

**(3) 福祉施設から一般就労への移行について**

**○福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加数**

平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数	令和 2 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数 【目標値】	令和 2 年度実績見込者数
3 人	3 人	2 人

**【参考】各年度の実績**

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	0 人	1 人	2 人

取り組み	成果
① 障がい者雇用に関心のある事業所を訪問し、雇用促進の理解を図りました。また、障がい者雇用のための実習や職場体験の促進を図りました。 ② モデルケースを通じ、一般雇用に必要なスキルや支援の方法を検証しました。 ③ 一般就労後のフォロー体制の強化を図りました。 ④ 「明和町物品調達カタログ」を作成し、各機関へ配布し、物品調達を推進しました。	① ハローワークとＪマーベル（*1）との連携により明和町内の企業と福祉事業所が合同で「明和町企業説明会」を開催することができました。 ② モデルケースをピックアップし、一般就労へつなげる支援を検証し、その中で本人のみならず事業所の意識啓発の重要性が必要であることを確認しました。 ③ 一般就労へ移行した方について、Ｊマーベルと訪問し状況の把握を行いました。 ④ ふるさと納税の寄附を活用し物品調達カタログを作成しました。
<b>【課題】</b> ① 職場環境の整備や従業員の理解が不十分なことにより、一般就労の定着が困難なケースが見られることから、生活・職場両面での継続的な支援が必要です。 ② 障がい者雇用や実習・訓練の受入に協力していただける一般就労事業所が少なく、今後増やしていく必要があります。 ③ 就労継続支援事業所の利用者が一般就労へ向かう意欲や意識づけが必要です。	

（\*1）Ｊマーベル・・障がい者就労・生活支援センター

### ○就労移行支援事業の利用者の増加数、就労移行者数

		令和2年度実績見込
令和元年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	3人	/
令和2年度末における利用者数を平成29年度末から6割以上増やす。【目標値】	1人	3人
令和2年度末における就労移行支援事業所の利用者の就労移行率が1割以上となることを目標とする。【目標値】	1人	1人



取り組み	成果
① 特別支援学校の卒業生等を対象に訓練の場を提供するとともに、一般就労への適性を評価するため、就労移行支援事業所の活用を図りました。 ② 就労継続支援事業所との連携を図り、一般就労の希望者に対して、就労移行支援事業所の活用を図りました。	① 近隣に就労移行支援事業所ができたことによって、必要に応じて一般就労への適性を評価したり、一般就労に向けての就労移行支援を提供したりする機会を増やすことができました。
<b>【課題】</b> ① 一般就労への移行を推進するにあたって、引き続き一般就労に向けて訓練する機会の提供を図っていく必要があります。 ② 就労移行支援事業所の利用を進めるために幅広い周知が必要です。	

#### (4) 相談支援の提供体制

取り組み	成果
① 本人の意向に沿ったサービス等計画のアセスメント(*1)、それに見合った個別支援計画の作成、モニタリング(*2)について、指定特定相談事業所と意見交換を行いました。 ② 指定特定相談事業所を対象とした勉強会を開催しました。【圏域】	① 指定特定相談事業所と明和町障がい者生活支援センターとの連携を強化し、役割(*3)を整理することができました。 ② 指定特定相談事業所を対象とした勉強会を行うことによって、相談支援専門員の支援スキルの向上を図ることができました。【圏域】
<b>【課題】</b> ① アセスメント、モニタリング、サービス等利用計画の作成等の充実を図り、相談支援の質のさらなる向上を図る必要があります。 ② 相談支援専門員の担当ケース数が多く、負担が重いことから、より適切なアセスメントやきめ細かなモニタリングを行うことができるよう、相談支援専門員を増やす必要があります。 ③ 困難ケース等の支援、指定特定相談事業所に対する助言、障がい者虐待や障害者差別解消法に係る相談、成年後見制度の利用支援などについて、より充実を図る必要があります。	

\*1 **モニタリング**：ケースワークやケアマネジメントなどの援助過程において、サービスの提供状況や目標の達成状況などについてケア計画にそって確認することをいう。

\*2 **アセスメント**：福祉分野において、利用者の能力や抱える課題を見極め、課題に関する情報を収集し、生活ニーズを把握するとともにニーズを充足する方法や社会資源の検討を行い、課題を解決するための方向性を見出すことをいう。ケアマネジメントの過程の中では、事前評価や課題分析ともいわれる。

- \* 3 役割：明和町障がい者生活支援センターは、障がい者に係る総合相談窓口として、困難ケースや虐待・差別解消法に係る相談支援、福祉サービスを利用していないケースの相談支援、指定特定相談事業所への助言、サービス事業所などの地域資源のネットワーク化・合意形成、障がいへの理解を深める研修や啓発イベントの実施、自立支援協議会の運営を担っています。

## (5) 障がい者への虐待防止

取り組み	成果
① 保護者やサービス事業所などを対象とした学習会を行いました。 ② 虐待相談に応じるとともに、必要に応じて助言をしたり、福祉サービスの調整を図ったりしました。	① 学習会を行うことにより、保護者やサービス事業所の意識の向上を図ることができました。 ② 不適切な関わりへの助言をしたり、福祉サービスの調整を図ったりすることなどにより、障がい者の権利を擁護し、保護者の負担の軽減を図ることができました。
<b>【課題】</b> ① 保護者、サービス事業所、一般就労事業所の、障がいへの理解、人権意識、支援スキルの向上を図る必要があります。 ② 障がい者の権利意識の向上を図る必要があります。	

## 2 障がい福祉サービス等の現状と課題

### (1) 障がい福祉サービス等の実績

平成30年度から令和2年度までの障がい福祉サービス等の実績は次のとおりです。

ただし、令和2年度については見込数です。利用人数、給付時間についてはそれぞれ月平均のものであります。

#### 1. 訪問系サービス

##### ①居宅介護（ホームヘルプ）

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付時間 (時間)	見込み	400	500	550
	実績	465	547	564
利用人数 (人)	見込み	20	30	40
	実績	33	39	40

##### ②重度訪問介護

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付時間 (時間)	見込み	168	168	168
	実績	0	0	0
利用人数 (人)	見込み	1	1	1
	実績	0	0	0

##### ③同行援護

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付時間 (時間)	見込み	12	12	12
	実績	62	65	73
利用人数 (人)	見込み	3	3	3
	実績	3	3	3

##### ④行動援護

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付時間 (時間)	見込み	74	74	74
	実績	0	0	46
利用人数 (人)	見込み	1	1	1
	実績	0	0	1

### ③ 重度障害者等包括支援

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
給付時間 (時間)	見込み	0	0	0
	実績	0	0	0
利用人数 (人)	見込み	0	0	0
	実績	0	0	0

## 2. 日中活動系サービス

### ①生活介護

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用人日分 (人日分) *	見込み	1,250	1,270	1,290
	実績	1,240	1,296	1,280
利用人数 (人)	見込み	65	66	67
	実績	65	66	65

\* 人日分:「月間の利用人数」×「一人1か月あたり平均利用日数」で算出されるサービス量

### ②自立訓練

区 分			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
機能訓練	利用人日分 (人日分)	見込み	20	20	20
		実績	21	23	0
	利用人数 (人)	見込み	1	1	1
		実績	1	1	0
生活訓練	利用人日分 (人日分)	見込み	40	40	40
		実績	38	38	42
	利用人数 (人)	見込み	2	2	2
		実績	2	2	3

### ③ 就労移行支援

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用人日分 (人日分) *	見込み	20	20	20
	実績	30	30	20
利用人数 (人)	見込み	2	2	2
	実績	3	3	2

④ 就労継続支援（A型・B型）

区 分			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
A 型	利用人日分 (人日分)	見込み	400	420	430
		実績	387	435	450
	利用人数 (人)	見込み	20	21	22
		実績	20	21	26
B 型	利用人日分 (人日分)	見込み	800	850	900
		実績	840	935	920
	利用人数 (人)	見込み	45	50	55
		実績	47	53	57

⑤ 療養介護

区 分			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用人数 (人)	見込み		4 人	4 人	4 人
	実績		4 人	4 人	4 人

⑥ 短期入所

区 分			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用人日分 (人日分)	見込み		45	50	55
	実績		45	40	30
利用人数 (人)	見込み		9	10	11
	実績		11	8	7

3. 居住系サービス

---

① 共同生活援助（グループホーム）

区 分			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用人数 (人)	見込み		22	23	25
	実績		22	25	25

② 施設入所支援

区 分			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用人数 (人)	見込み		21	21	21
	実績		21	21	21

#### 4. 相談支援

##### ①計画相談支援

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用人数 (人)	見込み	35	38	43
	実績	37	44	45

##### ②地域移行支援

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用人日分 (人日分)	見込み	30	30	30
	実績	0	0	0
利用人数 (人)	見込み	1	1	1
	実績	0	0	0

##### ③地域定着支援

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用人数 (人)	見込み	1	1	1
	実績	0	0	0

#### (2)障がい福祉サービス等の現状と課題

各サービスの現状と課題は次のとおりです。

サービス		現状と課題
訪 問 系	居宅介護	・利用者、利用時間は増加傾向にあります。障がいの特性や障がいのある人のライフスタイルに合わせた活用を積極的に図ることが求められており、今後も伸びが見込まれます。居宅介護専門員の不足が懸念されています。
	重度訪問介護	・現在、利用者はありません。今後、地域移行支援や地域定着支援が進められる中で利用が見込まれます。
	同行援護	・利用時間が伸びています。今後、視覚障がい者等の社会参加の機会が増えるにつれ、ニーズが高まることが見込まれます。
	行動援護	・現在、利用者はいます。今後、精神障がい者、知的障がい者の社会参加の機会が増えるにつれ、ニーズが高まることが見込まれます。
	重度障害者等 包括支援	・現在、利用者はありません。今後、地域移行支援や地域定着支援が進められる中で利用が見込まれます。

	<p>あり、専門員のスキルのさらなる向上が求められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の活用についても検討していく必要があります。</li> </ul>	
日 中 活 動 系	生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用が伸びる傾向にあります。施設入所者が地域移行する際に重要な資源となること、また特別支援学校の卒業生や現在地域で生活している障がい者が活用するケースも見込まれることから、事業所の増設が求められています。</li> </ul>
	自立訓練 (機能訓練)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳所持者の増加傾向、障がいの程度の重度化の傾向に伴い、利用日数も増加することが見込まれます。</li> </ul>
	自立訓練 (生活訓練)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活への移行者はもとより、現在、地域で生活する障がいのある人についても、地域で自立した生活を支援するうえで重要な資源であり、地域移行支援や相談支援を進める中で、今後、必要性が高まることが予想されます。</li> </ul>
	就労継続支援 (A型) 就労継続支援 (B型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に事業所が増え、利用しやすい環境が整いつつあります。</li> <li>・就労継続支援事業所の増加に伴い、利用者も増加傾向にあります。特別支援学校の卒業生や福祉施設から一般就労事業所に移行するケースが見込まれる中で、必要性がさらに高まることが予想されます。</li> <li>・就労支援事業所の個別支援計画に基づく支援により利用者の能力の向上が図られ、一般就労に移行できることが期待されています。一方、一般就労に移行しても、体調を崩して福祉的就労に戻るケースがあるため、生活全体を支えるトータルプランに基づく支援や一般就労後のジョブコーチなどによる環境調整、相談支援専門員等によるモニタリングや支援の継続、職場の障がいへの理解の促進を図る必要があります。</li> </ul>
	就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援事業所が近隣で設置されるにつれ、利用者も、利用日数も増加しています。特別支援学校の卒業生や福祉施設から一般就労するケースが見込まれる中で、今後、需要が高まることが予想されます。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で自立した生活を実現するために、就労移行支援や生活訓練などのサービスの活用が重要になってきており、今後、必要性がさらに高まることが予想されます。また、日中生活をより充実したものとするために、生活介護や就労継続支援事業所の増設や就労移行支援事業所の設置が求められています。</li> </ul>
短期入所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所の利用者数、利用日数とも伸びてきています。緊急時になかなか利用できないことが課題です。緊急受け入れ先の調整など、短期入所、宿泊体験のできる環境整備が必要です。</li> </ul>	

居住系	施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設入所支援の利用者数は、横ばいです。介護保険施設への移行が進まないことや地域生活が困難になることが見込まれる施設入所待機者(4人)もあることから、入所者が増える可能性があります。</li> <li>共同生活援助や居宅介護、重度訪問介護などのサービスの充実や緊急時に対応できる体制の充実を図ることで、現在、地域で生活している障がい者の施設入所を抑制し、同時に施設入所者の地域移行を進めていくことが求められています。</li> </ul>
	共同生活援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同生活援助の利用者数は、24人です。町内においては、令和元年度に1箇所が新設され3箇所になりました。入所施設からの地域生活移行者はもとより、保護者の高齢化等に伴い地域での生活が困難になることが予想されるケースにおいても、有力な受け皿となる資源であるため今後さらなる整備が必要です。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設入所者などの地域移行支援、地域定着支援が求められると同時に、保護者の高齢化などにより地域生活が困難になるケースが増えることが見込まれる中で、重要な受け皿となるグループホームが不足しており、さらなる整備が求められています。</li> </ul>	
相談支援*	計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス等利用計画の作成を推進するため、町内では4法人を特定相談支援事業所に指定して、計画的に計画相談を進めています。</li> <li>利用者は増加傾向にあります。</li> <li>相談支援専門員が不足しており、十分な相談支援ができる体制にありません。相談支援専門員を確保し、相談支援の質のさらなる向上を図る必要があります。</li> </ul>
	地域移行支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活への移行の取り組みが十分進んでおらず、利用実績は今のところありません。施設入所者や長期入院者の地域移行、地域定着に向け、今後、必要性が高まるが見込まれます。</li> </ul>
	地域定着支援	
<ul style="list-style-type: none"> <li>計画相談支援のサービス提供体制を強化し、計画相談支援の充実を図ることが求められています。</li> <li>相談支援の中から地域課題を抽出し、自立支援協議会などの機会を通じて課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。特に、共同生活援助や重度訪問介護などのサービスの提供体制、緊急時に対応できる体制などを充実させる必要があります。</li> </ul>		

\*P14 参照



\* 相談支援事業

事業の種類	支援の種類	概 要	指定
一般相談支援事業	○基本相談支援 ○地域相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援	基本相談支援に加え、障がい者支援施設や病院等に 入所・入院している方が、地域生活へ移行するための 支援を行います。また、居宅において単身で生活して いる方等の常時の連絡体制の確保や緊急時の支援を行 います。	県
特定相談支援事業	○基本相談支援 ○計画相談支援 ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援	基本相談支援に加え、障がい福祉サービスの支給決 定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を 作成します。支給決定又は変更後、サービス事業者等 との連絡調整の上、サービス等利用計画の作成を行 います。支給決定後は、一定期間ごとにモニタリングを 行います。	市町
障害児相談支援事業	○障害児相談支援 ・障害児支援利用援助 ・継続障害児支援利用援助	障がいのある児童が障害児通所支援の給付決定又は 給付決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成し ます。給付決定又は変更後、サービス事業者等との連 絡調整の上、障害児支援利用計画の作成を行います。 給付決定後、一定期間ごとにモニタリングを行いま す。	市町

### 3 地域生活支援事業の現状と課題

#### (1) 地域生活支援事業の実績

平成30年度から令和2年度までの地域生活支援事業の実績は次のとおりです。  
ただし、令和2年度については見込数です。

##### 1. 理解促進・研修啓発事業（必須事業）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施の見込み	実施	実施	実施
実施の実績	実施	実施	実施

##### 2. 自発的活動支援事業（必須事業）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施の見込み	実施	実施	実施
実施の実績	実施	実施	実施

##### 3. 相談支援事業（必須事業）

###### ①相談支援事業

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施個所数の見込み	2箇所	3箇所	4箇所
実施個所数の実績	2箇所	3箇所	4箇所

###### ②相談支援機能強化事業

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施の見込み	実施	実施	実施
実施の実績	実施	実施	実施

###### ③住宅入居等支援事業

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施の見込み	実施	実施	実施
実施の実績	実施	実施	実施

#### ④基幹相談支援センター

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
設置の見込み	検討	検討	検討
設置の実績	検討	検討	検討

#### 4. 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用人数の見込み者（人）	1	1	1
利用人数の実績（人）	0	0	0

#### 5. 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実施の見込み	検討	検討	実施
実施の実績	検討	検討	検討

#### 6. 意思疎通支援事業（必須事業）

##### ①手話通訳派遣事業

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用件数の見込み（件／年）	90	85	80
利用件数の実績（件／年）	94	84	80

##### ②要約筆記者派遣事業

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用件数の見込み（件／年）	1	1	1
利用件数の実績（件／年）	0	0	0

##### ③手話通訳者設置事業

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
設置人数の見込み（人）	0	0	0
設置人数の実績（人）	0	0	0

## 7. 日常生活用具給付事業（必須事業）

事業名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
日常生活用具給付事業	見込み（件）	420	433	433
	実績（件）	417	424	430
介護・訓練支援用具	見込み（件）	1	2	2
	実績（件）	0	2	2
自立生活支援用具	見込み（件）	1	5	5
	実績（件）	1	8	5
在宅療養等支援用具	見込み（件）	5	10	10
	実績（件）	4	8	8
情報・意思疎通支援用具	見込み（件）	5	5	5
	実績（件）	6	4	4
排泄管理支援用具	見込み（件）	410	410	410
	実績（件）	406	401	410
居宅生活動作補助用具	見込み（件）	1	1	1
	実績（件）	0	1	0

## 8. 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
修了者数の見込（人）	9	8	14
修了者数の実績（人）	5	4	12

## 9. 移動支援事業（必須事業）

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間延利用時間（時間）	見込み	1,300	1,300	1,300
	実績	1,272	1,125	1,000
利用実人数（人）	見込み	30	30	30
	実績	29	24	20

## 10. 地域活動支援センター（必須事業）

事業名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
個所数	見込み	1	1	1
	実績	1	1	1
利用実人数（人）	見込み	5	5	5
	実績	3	3	3

\* 他市町村の地域活動センターを利用

## 11. その他の事業（任意事業）

### ①日中一時支援事業

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用実人数見込み(人)	20	25	30
利用実人数実績(人)	28	45	47

### ②知的障害者職親委託事業

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
委託事業所数見込み	1箇所	1箇所	なし
委託事業所数実績	1箇所	なし	なし

### ③生活訓練事業

区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度
利用実人数見込み(人)	8	9	10
利用実人数実績(人)	7	8	10

### ④自動車運転免許取得支援事業

区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度
利用実人数見込み(人)	1	1	1
利用実人数実績(人)	1	0	1

### ⑤自動車改造助成事業

区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度
利用実人数見込み(人)	1	1	1
利用実人数実績(人)	1	2	2

## (2) 地域生活支援事業の現状と課題

各事業の現状と課題は次のとおりです。

事業名	現状と課題
理解促進・研修啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般町民、障がい者団体、民生委員・児童委員、学校関係者などに幅広く呼びかけ、障がい等への理解を深める研修を行っています。また、音楽療法関係者、地域の音楽活動家、障がい福祉サービス事業所などと連携し、障がいのあるなしに関係なく参加できるコンサートを実施し、交流を図っています。障がい者が地域生活を送るうえでの社会的障壁を除去し、共生社会を実現するため、今後も、障がい等への理解の促進を図る必要があります。</li> </ul>
自発的活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者団体のピアサポート体制の強化、精神障がい者家族会の立ち上げの支援、障がい者団体が自主的に行うスポレク祭の支援を通し、障がい者やその家族、地域住民等の相互の支えあいや交流の促進を図っています。引き続き、ピアサポート活動や障がい者団体の活動の支援を図る必要があります。</li> </ul>
相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>明和町障がい者生活支援センターを、相談支援の中心的な役割を担う機関と位置づけ、専門職員（社会福祉士、精神保健福祉士）を常勤配置し、専門的な相談支援ができる体制を確保しています。総合的な相談支援を行うほか、町民・支援者を対象とした研修会や当事者の交流会の開催、人材育成や地域のネットワーク化の推進を図っています。</li> <li>困難ケース等の支援、指定特定相談事業所に対する助言、障がい者虐待、障害者差別解消法に係る相談、成年後見制度の利用支援などについて、より充実を図る必要があります。</li> <li>日常生活自立支援事業を円滑に利用できないことが課題になっています。</li> <li>相談支援の中から地域課題を抽出し、地域自立支援協議会などの機会を通じて課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。</li> </ul>
成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者を介護する方の高齢化等に伴い、成年後見制度の利用が必要な障がい者が今後増加することが見込まれます。明和町では成年後見サポートセンターの令和4年4月の開設にむけて専門職等と連携し、成年後見制度利用促進検討委員会を開催して制度の利用促進について検討を進めています。</li> </ul>
成年後見制度法人後見支援事業	
意思疎通支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障がい者の社会参加に伴い、意思疎通支援事業の利用が増えています。今後も利用が見込まれます。</li> <li>病院、聞き取り調査、資格取得講座など、多種多様なニーズに応えられることが求められています。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 手話通訳者が不足する中で、手話通訳者や手話奉仕員などの養成が課題となっています。</li> <li>• 要約筆記者派遣事業については利用者が少なく、事業の周知を図っていく必要があります。</li> <li>• 手話通訳者の設置については、引き続き検討が必要です。</li> </ul>
日常生活用具給付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 支給実績は、排泄管理支援用具が増えています。多様なニーズに応えられるよう基準単価や給付品目の見直しも含め、事業の拡充を図る必要があります。</li> </ul>
手話奉仕員養成研修事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 聴覚障がい者の社会参加に伴い、聴覚障がい者にとって欠かせないコミュニケーション手段である手話の普及や聴覚障がいへの理解の促進を図っていく必要があります。指導できる講師の確保が課題です。</li> </ul>
移動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 社会参加の機会の増加に伴い、移動支援事業の利用者、利用時間数は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。</li> </ul>
地域活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 松阪市に委託して実施しています。障がいのある人の社会参加が進む中、充実が求められています。</li> </ul>
その他の事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 視覚障がい者の生活訓練事業の利用者が増えています。引き続き事業の周知を図っていく必要があります。</li> <li>• 知的障害者職親委託事業については、職親の受託者の高齢化に伴い、継続が難しい状況にある一方、就労支援や生活支援に係るサービスの整備が進む中で、他のサービスへの移行ができています。</li> </ul>

## 4 第1期障がい児福祉計画の成果目標の達成状況と課題

### (1) 障がい児支援の提供体制の整備について

項目	成果	設置単位
【目標値】 令和2年度末の児童発達支援センターの設置数・場所	令和2年度末設置	【多気郡で 共同設置】
【目標値】 令和2年度末の保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	令和元年度より利用開始	【圏域】
【目標値】 令和2年度末の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数・場所	(児童発達支援事業所) 1 か所 (放課後等デイサービス) 1 か所	【圏域】
【目標値】 令和2年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	【圏域】

#### 【取り組み】

- ①児童発達支援センターの設置に向け、圏域の市町と協議し、明和町内に設置することができました。保育所等訪問支援も利用が増えています。
- ②「みえる輪ネット」に参加し、ネットワークづくりを推進するとともに、重症心身障がい児や医療的ケアを要する児童に対する支援の課題を整理し、支援体制の構築を図ります。

### (2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置について

第1期計画の成果目標としていましたが、新型コロナウイルスの影響で研修に参加できずに延期されています。第2期計画の成果目標として令和5年度末までに配置できるよう進めていきます。



## 5 障がい児支援のサービスの現状と課題

### 障がい児支援のサービスの実績

平成30年度から令和2年度までの障がい児支援のためのサービスの実績は次のとおりです。

ただし、令和2年度については見込数です。

\*利用人数については月平均のものです。

サービスの種類			平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援事業	利用日人分（人日分）	見込み	55	80	80
		実績	56	76	73
	利用人数（人）	見込み	20	20	22
		実績	17	20	17
放課後デイサービス	利用日人分（人日分）	見込み	480	430	500
		実績	475	400	498
	利用人数（人）	見込み	60	62	64
		実績	66	57	65
保育所等訪問支援	利用日人分（人日分）	見込み	0	2	4
		実績	0	2	4
	利用人数（人）	見込み	0	1	2
		実績	0	1	8
障害児相談支援	利用人数（人）	見込み	12	13	15
		実績	17	20	20

### (2) 障がい児支援のサービスの取り組みと課題

取り組み	成果
<p>①医療的ケアを必要とする障がい児への在宅生活の質を向上することを目的に、三重県南部医療的ケア地域支援連携会議「みえる輪ネット」を構成する市町・多機関・多職種の顔が見えるネットワーク作りや研修会を開催しました。</p> <p>②切れ目のない支援を実現するための体制づくりを構築するために、関係機関が相互に連携し、相談窓口・情報の周知を図りました。又、継続的な支援を行う体制づくりとして「つながりマニュアル」を作成しました。</p> <p>③児童虐待防止や子ども家庭相談を提供する「子ども家庭総合支援拠点」を令和2年11月に健康あゆみ課内に整備しました。</p>	<p>①医療的ケア児が利用できる福祉・医療・教育・保育現場サービスの情報を共有し、マッピング作業を行い、社会資源の地域診断を行い、ネットワークの拡充ができました。</p> <p>②関係機関等による意見交換を行うことにより、切れ目のない支援に係る課題を下記のとおり取り組みました。</p> <p>(1) 相談窓口の連携による情報の周知  (2) つながりマニュアルの作成  (3) CLMが導入され支援が開始  (4) 教職員と支援員の連携の取り組み  (5) 保護者間の交流の促進  (6) 障害児通所支援サービス等の提供体制の充実</p>

**【課題】**

- 医療的ケアを必要とする児童や重症心身障がい児に対する支援体制の構築を図る必要があります。
- 相談窓口の周知を図り、スムーズな支援体制の構築を図る必要があります。
- 障害児通所支援、障害児相談支援の充実を図る必要があります。
- 切れ目のない支援に係る課題に対する具体的な取り組みを検討していく必要があります。

各サービスの現状と課題は次のとおりです。

事業名	現状と課題
児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援	<ul style="list-style-type: none"><li>• 療育相談や巡回相談などからサービスの利用につながるケースが増え、障害児通所支援事業所の開設も増えて、利用者、利用日数が大きく伸びています。今後、幼稚園、保育所、認定こども園、学校等との連携が強化される中で、利用者数はいっそう伸びることが見込まれます。</li><li>• 個々の障がい児に応じたサービス内容の充実が求められています。</li><li>• 保育所等訪問支援については令和元年度より利用実績が伸びてきました。地域の保育所や学校等における障がい児の受け入れが進められる中で、保育・教育現場でニーズが高まっています。</li></ul>
障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none"><li>• 発達や環境の変化に応じ、適切なサービスの調整や関係機関との連携などが必要なことから、障害児相談支援の質のさらなる向上を図る必要があります。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>• 関係支援機関の更なる連携の強化を図ることが求められています。そして個々に適したサービスを利用するためにサービスの内容の充実、適切なサービスの調整を行っていくことが求められています。</li></ul>	

## 第3章 成果目標と福祉サービス等の見込み

### 1 第6期障がい福祉計画の成果目標と取り組み

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行について

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の入所者数 (A)	21人	令和元年度末時点の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	20人	令和5年度末時点の利用人数
【目標値】 削減見込(A-B)	1人 5%	令和5年度末における施設入所者の削減数 (A)×5% *令和元年度末の1.6%以上削減(国の基本指針)
【目標値】 地域生活移行者数	2人 10%	令和元年度末に施設に入所していた者のうち、 令和5年度に地域生活へ移行している者の目標数 (A)×10% *令和元年度末施設入所者の6%以上削減(国の基本指針)

#### 【取り組み】

- ① 計画相談支援による本人等の意向確認やアセスメントを通して、サービス等利用計画や施設入所支援等の個別支援計画を充実させ、施設入所者や精神科病院の長期入院者の地域移行に向けた支援の促進を図ります。
- ② 障がい者入所支援施設の入所待機者や保護者の高齢化等に伴い地域生活の維持が困難になることが予想される障がい者について、本人の意向を踏まえつつ、地域定着に向けたサービス等の調整を推進します。
- ③ 障がい福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所等へ働きかけることにより、重度訪問介護、行動援護、共同生活援助などの地域移行・定着を支える障がい福祉サービスへの事業参入の促進を図ります。
- ④ 成年後見制度、日常生活自立支援事業の利用を促進するため、社会福祉協議会等関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。
- ⑤ 地域生活を支えるうえで地域住民の理解と協力が不可欠であることから、社会福祉協議会と連携しながら、地域づくりの推進を図ります。
- ⑥ 地域移行・定着に向けた支援の推進、緊急時の短期入所への対応等について、圏域内の施設支援事業所と協議しながら、協力関係の構築を図ります。【圏域】
- ⑦ 新型コロナウイルスの影響で今までの福祉サービスの内容が変化したものもありますが、今後も感染症対策を行い適切な福祉サービスが受けられるよう体制整備に努めます。

## (2) 精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築

令和5年度末の保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置 (名称) みえる輪ネット	1 か所【圏域】
--	----------

### 【取り組み】

① 関係者から構成されるネットワーク会議を開催する中で、松阪保健所、訪問看護事業所、病院、市町との連携を強化し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。【圏域】
--

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	26人	26人	26人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	3回	3回	3回

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人が、地域において自立した生活ができるよう、次の支援機能の整備を進めます。

- (1) 地域定着に必要な相談支援・サポート体制
- (2) 地域で自立した生活を体験できる場の提供
- (3) 障がいのある人の特性やニーズに応じたサービスが提供できる体制
- (4) 介護者の疾病等による緊急時の受け入れ体制等の調整機能
- (5) 地域の社会資源の連携体制づくり

項 目	数 値	整備単位	考え方
【目標値】 令和5年度末の地域生活支援拠点の整備数・整備単位	1 か所	【町単位】	地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域生活支援機能の一体的な整備を推進します。
運用状況を検証及び検討数	3回		令和3年度から令和5年度各年度の実施回数

## 【取り組み】

- ① 緊急時の対応の必要性が高いケースを把握し、サービス等利用計画の作成に際し、緊急連絡方法や地域の役割を位置付けた対応策などを検討する取り組みを進めます。
- ② グループホームなどでの地域生活を体験する機会を推進します。
- ③ 障がい福祉サービス従事者等が医療的なケア、精神障がい・強度行動障がいへの支援、意思決定支援などの専門性の高い支援や幅広い総合的な支援ができるよう、研修などを通して人材の育成を図ります。
- ④ 精神障がい者や重症心身障がい児者に関するケアについては、医療機関（医師、医療ソーシャルワーカー）や訪問看護サービス事業所との連携の強化を図ります。
- ⑤ 地域生活を支えるうえで地域住民の理解と協力が不可欠であることから、社会福祉協議会と連携しながら、地域づくりの推進を図ります。
- ⑥ 指定特定相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所等が地域生活支援拠点に係る課題を共有し、各事業所等の合意形成・協力を得ながら、地域生活支援拠点に係る環境整備を進めます。

## （４）福祉施設から一般就労への移行について

### ○福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加数

項目	数値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数（A）	1人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】（A）×2	2人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
令和5年度の一般就労移行者数（B）	2倍	退所し、一般就労する者の数

## 【取り組み】

- ① 雇用支援関係機関と連携し、障がいのある人の適性に合った一般就労先の調整を図ります。
- ② 一般就労の定着を図るため、雇用支援関係機関・サービス事業者・相談支援事業所等のチームによる、就労面・生活面の両面にわたったトータルな支援と定期的なモニタリングを推進します。
- ③ 職業安定所等の関係機関と市内の一般事業所が連携して、障がいのある人に就労訓練・実習の場を提供することで、障がいのある人と事業所の相互理解を促進し、一般就労の機会の拡大を図ります。
- ④ 役場、社会福祉協議会などでの障がい者雇用を推進します。
- ⑤ 物品調達の推進を通じて、障がいのある人を雇用する事業所や障害者就労継続支援事業所を支援し、障がいのある人の雇用や賃金の向上を図ります。
- ⑥ 雇用支援関係機関や職業安定所と連携し、不安定な就労状態にある人、長期にわたり無業の人、社会参加に向けた支援を必要とする人等に係る関係者間の情報共有や検討を行います。

## ○就労移行支援事業の利用者数

項 目	数値	考え方
令和元年度末の就労移行支援事業利用者数 (A)	3人	令和元年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】 (A) × 1.3 令和5年度の就労移行支援事業を利用者数 (B)	4人 1.3倍	令和5年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

### 【取り組み】

- ① 特別支援学校の卒業生等を対象に訓練の場を提供するとともに一般就労への適性を評価するため、就労移行支援事業所の活用を図ります。
- ② 就労継続支援事業所との連携を図り、一般就労の希望者に対して就労移行支援事業所の活用を促します。

## ○1年後の職場定着率

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
各年度の就労定着支援事業の利用者	0	1	1
就労定着支援事業を開始してから1年以上一般就労が見込まれる者の数	0	1	1

\* 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率

### 【取り組み】

- ① 就業・生活支援センター、就労先の一般事業所、明和町障がい者生活支援センター、特定相談支援事業所、サービス事業所等のチームによる、就労面・生活面の両面にわたったトータルな支援と定期的なモニタリングを推進します。
- ② 就業・生活支援センターなどの関係機関と連携しながら、定期的に一般就労後の状況を把握し、必要に応じて事業所や障がい者に対し助言や支援を行えるような体制を整備します。

## (5) 相談支援の提供体制

### 【取り組み】

- ① きめ細かなアセスメントやモニタリングを行うことによって、本人の意向やニーズに添った支援ができるよう、研修などの機会を通して相談支援の質の向上を図ります。
- ② 指定特定相談支援事業所や居宅介護支援事業所等と連携しながら、特定相談支援事業所の新規指定や相談支援専門員の増員などにより、計画相談支援体制の充実を図ります。
- ③ 明和町障がい者生活支援センターを中心的な相談支援機関に位置づけ、総合相談調整、困難ケース等の支援、指定特定相談事業所に対する助言、障がい者虐待や障害者差別解消法に係る相談、成年後見制度の利用支援などについて、充実を図ります。また、相談の中から地域課題を抽出し、自立支援協議会などの機会を通じて課題の解決に向けて取り組みを進めます。

- ④ 地域生活を支えるうえで地域住民の理解と協力が不可欠であることから、社会福祉協議会と連携しながら、地域づくりの推進を図ります。
- ⑤ 緊急時の対応の必要性が高いケースを把握し、サービス等利用計画の作成に際し、緊急連絡方法や地域の役割を位置付けた対応策などを検討する取り組みを進めます。
- ⑥ 介護保険サービス事業所との連携を図ります。

**○相談支援体制の充実・強化のための取組**

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援		町単位	町単位	町単位
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	100件	100件	100件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援事業	7件	7件	7件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	7回	7回	7回

**(6) 障がい者への虐待防止**

**【取り組み】**

- ① 学習会などの機会を通じて、保護者、サービス事業所、一般就労事業所、民生委員・児童委員、地域住民などの、障がいへの理解と人権意識、対応スキルの向上を図ります。
- ② 相談支援等を通じて、不適切な関わりへの助言を行ったり、福祉サービスの調整を図ったりすることなどにより、障がい者の権利を擁護すると同時に、保護者の支援を推進します。
- ③ 相談支援や研修などを通じて、障がい者の権利意識と対人スキルの向上を図ります。

## 2 障がい福祉サービス等の見込量とその確保の方策

### (1) 障がい福祉サービスの見込量

#### 1. 訪問系サービス

---

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスがあります。

##### ①居宅介護（ホームヘルプ）

障がいのある人が、在宅でより生活しやすくするためのサービスを提供するもので、ホームヘルパーが家庭を訪問し、身体介護、家事援助等のサービスを行います。

\* 身体介護・・・排泄・入浴・食事の介護サービスを提供します。

\* 家事援助・・・洗濯・掃除・日用品の買い物といったサービスを提供します。

##### ②重度訪問介護

常時要介護状態（障害支援区分が区分4以上）にあつて、かつ、重度の肢体不自由である身体障がい者に対してサービスを提供するものです。サービスの内容としては、自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行う居宅介護（ホームヘルプ）、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。

##### ③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

##### ④行動援護

自閉症やてんかんなどがある重度の知的障がい者や統合失調症などを有する重度の精神障がい者等の行動上、著しい困難を有し、常時、介護が必要な人に対してサービスを提供するものです。サービスの内容としては、「自己判断能力が制限されている者が危険などを回避する為の援護」と定義されており、対象者の外出時及び外出前後のサービスを行うもので、外出前に本人に不安を与えないような対応をしたり、外出中の身体的介護を行ったりします。

##### ⑤重度障害者等包括支援

介護の程度が著しく高く、常時介護が必要な障がいのある人（障害支援区分が区分6に該当）などに、居宅介護（ホームヘルプ）だけでなくその他の障がい福祉サービスを包括的に提供します。



## 【サービス・事業の実施に関する考え方】

- 訪問系サービスは、地域生活を支える上で不可欠なサービスであり、障がいのある一人ひとりの状況や本人の希望する暮らし方に応じたサービスの提供を図ることが求められています。
- 入所施設や病院からの地域移行が進む中で、訪問系のサービスの利用が増えることが見込まれ、多様な暮らし方に応じたサービスが提供できるよう、ヘルパー等の人材確保や育成、サービス提供体制の整備を推進します。
- 幅広い総合的な視野に立った支援とともに、重度の障がい者への介護や、強度行動障がい、精神障がい、発達障がいなどにも対応できる専門性が求められています。また、緊急時の活用についても役割が期待されています。

## 【サービス見込量】月間の利用人数、必要な時間総数

### ①居宅介護（ホームヘルプ）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付時間(時間)	592	634	676
利用人数(人)	42	45	48

### ②重度訪問介護

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付時間(時間)	168	168	168
利用人数(人)	1	1	1

### ③同行援護

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付時間(時間)	84	84	84
利用人数(人)	4	4	4

### ④行動援護

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付時間(時間)	15	15	15
利用人数(人)	1	1	1

## ⑤重度障害者等包括支援

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付時間(時間)	0	0	0
利用人数(人)	0	0	0

### 【見込量を確保するための方策】

- 明和町障がい者生活支援センターを中心にサービス事業所のネットワーク化を図り、サービス事業所や介護保険事業所などと連携しながら、課題を共有し、サービスの提供体制の整備を推進します。
- 支援のニーズにそった研修を実施することにより、サービスの質の向上を図ります。

## 2. 日中活動系サービス

---

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（ショートステイ）のサービスがあります。

### ①生活介護

常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供します。

### ②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

### ③就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

### ④就労継続支援（A型・B型）

一般企業等への就労が困難な人が対象となります。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。「A型」は、「雇用契約に基づく就労が可能な方」を対象としており、障がい者と雇用契約が結ばれ、原則として最低賃金が保障されます。「B型」は「雇用契約に基づく就労が困難な方」を対象としており、雇用契約を結ばず、利用者が比較的自由に働くことができます。

## ⑤就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、企業や自宅等への訪問などを行い、生活面の課題を把握するとともに企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

## ⑥療養介護

医療と介護を常に必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活のケアを行います。

## ⑦短期入所

介護者が病気等の理由によりケアができない場合、夜間も含め、施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

### 【サービス・事業の実施に関する考え方】

- 日中活動系のサービスは、身辺自立や就労を目指した訓練、地域における社会参加を保障する場として、不可欠なサービスです。特別支援学校の卒業生や施設や病院からの地域生活移行者、居宅にひきこもりがちな人などが社会参加していくための資源としても重要です。
- 障がいのある人の就労意識の高まりとともに、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所が増え、利用者も増えています。一般就労へステップアップをする場であるとともに、生きがいづくりや多様な働き方を保障する場としての役割が求められます。
- 明和町障がい者生活支援センターと就業・生活支援センターを中心に、職業安定所や就労継続支援事業所等と連携しながら、就労についてのきめ細かな相談、訓練等を行い、適性にあった就労先などに結びつけることができるよう支援を実施します。
- 障がいのある人が継続して就労していけるよう、三重障害者職業センター、就業・生活支援センター、就労定着支援事業所などと連携し、就労と生活の両者の総合的な支援、就労後の連絡調整や継続的なモニタリングなどの支援を実施します。

## 【サービス見込量】月間の利用人数、必要な日数総数

### ①生活介護

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分*	1,300	1,360	1,400
利用人数(人)	65	68	70

\*人日分：「月間の利用人数」×「一人1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

### ②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

#### ○機能訓練

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	40	40	40
利用人数(人)	2	2	2

#### ○生活訓練

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	40	40	40
利用人数(人)	2	2	2

### ③就労移行支援

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	66	69	70
利用人数(人)	3	3	3

### ④就労継続支援（A型・B型）

#### ○A型

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	525	567	609
利用人数(人)	25	27	29

#### ○B型

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	969	1,020	1,323
利用人数(人)	57	60	63

### ⑤就労定着支援

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（人）	1	1	1

### ⑥療養介護

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（人）	4	4	4

### ⑦短期入所

#### ○福祉型

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	42	42	56
利用人数（人）	7	7	8

#### ○医療型

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	6	6	6
利用人数（人）	2	2	2

#### 【見込量確保のための方策】

- 明和町障がい者生活支援センターを中心にサービス事業所のネットワーク化を図り、サービス事業所や介護保険事業所などと連携しながら、課題を共有し、サービスの提供体制の整備を推進します。
- 三重障害者職業センター、就業・生活支援センター、就労定着支援事業所などと連携を図りながら、就労移行、就労定着に向けた支援体制を推進します。

## 3. 居住系サービス

---

居宅系サービスには、共同生活援助、施設入所支援、自立生活援助のサービスがあります。

### ①共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護等のサービス、その他日常生活の援助を行います。

## ②施設入所支援

施設入所者に対して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

## ③自立生活援助

障がい者入所支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に居宅を訪問し、日常生活上の課題や家賃・公共料金等の滞納、体調の変化などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、利用者からの相談や要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

### 【サービス・事業の実施に関する考え方】

- 施設入所者の地域生活への移行を進めていくことが求められています。計画相談支援サービスの充実を図る中で、アセスメントの見直し、本人のニーズにそった支援計画の作成、計画に基づいた支援の実施、適切なケアマネジメントにより、地域移行・地域定着の推進を図ります。
- 施設入所者、児童施設入所者、施設入所待機者、長期入院中の精神障がい者、保護者の高齢化に伴い地域生活が困難になることが見込まれる障がいのある人に対し、生活体験の場の提供、共同生活援助や居宅介護などのサービスの提供を行うことにより、地域生活への移行・定着を図ります。
- 施設入所者等の地域生活への移行が進むにつれ、共同生活援助（グループホーム）の需要が高まることが見込まれ、緊急な整備が求められています。
- 施設やグループホームを退所後、一人暮らしを希望する障がい者の意思を尊重した地域生活を支援するために、自立生活援助が重要なサービスとして求められています。

### 【サービス見込量】月間の利用実人数

#### ①共同生活援助（グループホーム）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（人）	26	32	32

#### ②施設入所支援

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（人）	21	21	20

#### ③自立生活援助

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（人）	1	1	1

### 【見込量確保のための方策】

- 地域住民が障がい を正しく理解し、地域から支援が得られるように啓発を図ります。
- 町内にグループホームの新設を計画するサービス事業者に対し、建設費や運営費への補助等の支援を行うことにより、共同生活援助（グループホーム）の整備を推進します。
- 入所支援施設、自立生活援助事業所、関係機関と連携しながら、適切なケアマネジメントを行い、施設入所者等の地域移行・地域定着の推進を図ります。

## 4. 相談支援

---

障がいのある人等、障がいのある児童の保護者又は障がいのある人等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画の作成や地域移行支援、地域定着支援等を行います。

### ①計画相談支援

障がいのある人等のニーズにそったサービス内容等を定めた「サービス等利用計画」を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

### ②地域移行支援

施設入所者や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。

### ③地域定着支援

地域で単身生活をしている障がいのある人、同居している家族から支援を受けられない障がいのある人又は施設や病院からの地域生活移行者を対象に、常時の連絡体制を確保し、相談や緊急時の対応などを行います。

### 【サービス・事業の実施に関する考え方】

- 松阪・多気地域障がい者総合相談センター、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、明和町障がい者生活支援センター、発達障害支援センターなどの役割分担の整理、協力・連携体制の強化を図ります。
- きめ細やかなニーズの把握、ニーズに合ったサービス等利用計画の作成、モニタリングの質の向上を図るため、研修等を実施し、相談支援専門員の質の向上を図ります。また、困難事例ケース検討会を実施するとともに、スーパービジョン（\*）を受けられることができる体制を整備します。

\* **スーパービジョン**: 福祉現場などにおいて、熟練した援助実践者などの指導者が、援助実践者に対し、援助・指導を行うことで、援助者の成長や対人援助のスキルアップ等を促し、専門家としての成熟を図ることをいう。

## 【サービス見込量】月間の利用人数

### ①計画相談支援

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数(人)	45	48	51

### ②地域移行支援

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数(人)	1	1	1

### ③地域定着支援

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数(人)	1	1	1

## 【見込量確保のための方策】

- 適切なサービス等利用計画の作成・モニタリングを円滑に行うために、関連機関と連携を図るとともに、介護保険事業所等に対し計画相談支援の事業参入を促すなどして、相談支援専門員の確保に努めます。



## 3 地域生活支援事業の見込量とその確保の方策

### (1) 実施に当たっての基本的な考え方

地域生活支援事業は、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する事業です。

本町においては、法令により必須とされている相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援事業などに加え、任意事業についても必要性が高いと判断される事業を行っています。今後も様々なニーズを踏まえ、サービスの充実にむけ検討を進めます。

### (2) 必要な事業の見込量

#### 1. 理解促進・研修啓発事業（必須事業）

地域住民に対し、障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

#### 【事業の実施に関する考え方】

○地域住民に対する理解促進や意識啓発は、即時的な効果が認めにくい反面、社会的障壁を除去し、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を図るためには重要な取り組みです。継続的に事業を推進していく必要があります。

#### 【実施の見込み】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	実施	実施	実施

#### 【見込量を確保するための方策】

○明和町障がい者生活支援センターを中心に、地域住民を対象とした学習会やイベントを実施し、障がいに対する理解促進・意識啓発を図ります。

#### 2. 自発的活動支援事業（必須事業）

障がいのある人などが自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障がいのある人などやその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

#### 【事業の実施に関する考え方】

○当事者やその家族同士の支えあいは、行政機関などのサポートとは違った面での大きな支えになることから、当事者やその家族同士によるサポートが得られる場として、当事者や

その家族による自主的な団体（障がい者団体）が重要な役割を担っています。また、障がい者計画、自立支援協議会や明和町障がい者生活支援センターの運営等へ、当事者やその家族の意見を反映させていくためにも、障がい者団体の活動は大きな意味を持っています。

○各障がい者団体とも、次の活動を担うリーダーの育成、個々の団体の活動の活性化、団体間の交流・連携などが課題となっています。

○精神障がい者の会「ななかまどの会」が結成され、悩みを共有し会える場が作られています。さらなる発展のために連携を進めていくことが必要とされています。

○知的障がい者、精神障がい者、発達障がいのある人やその家族で集結し結成された「わだち」ができ定期的に集まって交流をしています。

### 【実施の見込み】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	実施	実施	実施

### 【見込量を確保するための方策】

○明和町障がい者生活支援センターを中心に、各団体の代表が意見交換し合える場を提供しながら、障がい者団体の活性化に向けた連携・協力ができる体制づくりを進めます。

○精神障がい者の会「ななかまどの会」の活動を継続していくために、明和町障がい者生活支援センターを中心に支援をします。

○知的障がい者、精神障がい者、発達障がいのある人やその家族で集結し結成された「わだち」の活動の継続のために支援をしていきます。

## 3. 相談支援事業（必須事業）

---

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいのある人や家族、介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、サービスの調整、権利擁護のために必要な援助などを行います。

### ①相談支援事業

障がいのある人やその家族、又は介助者等からの相談に応じ、情報提供や助言をはじめ、障がい福祉サービスの利用支援、虐待の防止、虐待の早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助などを行います。

### ②相談支援機能強化事業

相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置します。

### ③住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅（\*）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に関わる支援を行います。また、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援します。

\* 一般住宅：公営住宅や民間の賃貸住宅（アパート、マンション、一戸建て）

### ④基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図ります。

#### 【事業の実施に関する考え方】

- 地域移行・地域定着が推進される中で、今後、相談支援体制の強化が求められており、相談支援に携わる人材の確保と育成、相談支援の質の向上が大きな課題となっています。
- 障害者虐待防止センターの活動の強化、高齢者部門の成年後見制度利用支援事業や社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業との連携を図り、障がい者の権利擁護を推進します。
- 家族との同居から一人暮らしへ移行する際などにあたって、必要に応じ住宅入居支援などを行います。

#### 【実施の見込み】

##### ①相談支援事業

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所

##### ②相談支援機能強化事業

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	実施	実施	実施

##### ③住宅入居等支援事業

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	実施	実施	実施

##### ④基幹相談支援センター

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置の有無	検討	検討	検討

### 【見込量を確保するための方策】

- 松阪・多気地域障がい者総合相談センター、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、明和町障がい者生活支援センター、発達障害支援センターなどの役割分担の整理、協力・連携体制の強化を図ります。
- 研修会や事例検討会に参加したり、スーパービジョンを受けることができる体制づくりを進めたりする中で、人材の確保と育成、相談支援の質の向上を図ります。
- 基幹相談支援センターについては、地域自立支援協議会などの機会を通して、本町や圏域においてふさわしいあり方を検討していきます。

## 4. 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

---

成年後見制度の利用が有効と認められる障がいのある人に対し、申し立て者がいない場合、町長がその申し立てを行ったり、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）や後見人等の報酬の支払いが困難な場合、その全部又は一部を助成したりします。

### 【事業の実施に関する考え方】

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用が必要な人に対して適切な支援につなげるため、地域連携ネットワークの構築が必要です。
- 少子高齢化や単身世帯の増加の流れを受け、親族のみで障がいのある人を支えることが困難になってきています。虐待や第三者からの権利侵害を受けていたり、家族が複数の課題を抱えていたりするなど専門的な対応が求められる事案もあり、成年後見制度のニーズが高まっています。
- 地域移行支援・地域定着支援が進む中で、成年後見制度の活用が益々大きな意味を持ちつつあり、その支援の強化が求められています。
- 申し立て者がいない場合、申し立てに要する費用や後見人等の報酬の支払いが困難な場合が想定されるため、その場合における成年後見制度利用を円滑に進めるための支援策が必要です。

### 【実施の見込み】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用見込者数（人）	1	1	1

### 【見込量を確保するための方策】

- 障がい者本人や家族、事業所等からの成年後見に関する相談に応じ、制度の対象となる人の適切な利用につなげていきます。
- 成年後見制度の相談や周知啓発、後見人への支援や養成、地域連携ネットワークの構築等を担う中核機関として、令和4年4月に成年後見サポートセンターの開設を目指します。

## 5. 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

---

成年後見制度における後見等の業務を適性に行う法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。

### 【事業の実施に関する考え方】

○成年後見制度のニーズが増える一方、他に業務を抱えている専門家による支援に限度があることから、市民後見人による援助、法人による安定した援助、幅広い分野にわたるサポート等が提供できる法人後見人の役割が期待されています。

### 【実施の見込み】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	検討	実地	実地

### 【見込量を確保するための方策】

○専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、医師）等から構成される成年後見制度利用促進検討委員会において、制度の利用促進や実態把握、法人後見事業のあり方について検討を行っており、令和4年4月に法人後見事業を担う団体の整備を目指します。

## 6. 意思疎通支援事業（必須事業）

---

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに障がいがある人に対し、障がいのある人とない人との意思疎通を仲介する手話通訳者等を派遣し、手話通訳等の方法により、意思疎通の円滑化を図ります。

### ①手話通訳者派遣事業

聴覚障がい者がその他の者と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。

### ②要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。

### ③手話通訳者設置事業

手話通訳者を役場に設置して、事務手続き等の利便を図ります。

### 【事業の実施に関する考え方】

○聴覚障がい者の社会参加が進むにつれ、自治会の集会、講座への参加、病院受診、健康相談、計画相談、訪問調査など、様々な場面に手話通訳者を派遣する機会が増えています。本

町の手話通訳派遣制度だけでは派遣調整が困難であるため、三重県聴覚障害者支援センターとの連携が欠かせません。

- 登録通訳者のフォローアップや手話通訳者の確保（養成と登録）が課題となっています。
- 複数の市町に居住する聴覚障がい者が参加する集会や県外などへの手話通訳派遣が必要なケースもあり、広域的な調整を円滑に行える体制づくりも求められています。
- 聴覚障がい者からの相談が増えてきていることから、役場への手話通訳者の設置も求められています。

### 【実施の見込み】

#### ① 手話通訳者派遣事業

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用見込件数（件／年）	80	80	80

#### ② 要約筆記者派遣事業

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用見込件数（件／年）	1	1	1

#### ③ 手話通訳者設置事業

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実設置見込者数（人）	0	0	0

### 【見込量を確保するための方策】

- 三重県聴覚障害者支援センターと連携しながら、手話通訳派遣を実施します。
- 圏域の市町、県と連携しながら、手話通訳者の確保に向けた取り組みを進めます。
- 複数の市町に居住する聴覚障がい者が参加する集会や県外などへの派遣について、市町間の調整や広域的な調整が必要な場合、当該市町や三重県聴覚障害者支援センターとの連携を図ります。
- 要約筆記者派遣制度については、制度の周知を図り、三重県聴覚障害者支援センターに委託して実施をします。
- 役場への手話通訳者の設置については、相談件数の状況を踏まえながら本町にふさわしいあり方について検討を進めます。

## 7. 日常生活用具給付事業（必須事業）

重度の障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

- ①介護・訓練支援用具 …… 特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッドなど

- ②自立生活支援用具 …………… 入浴補助用具、便器、頭部保護帽、歩行補助つえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置など
- ③在宅療養等支援用具 …………… 透析液加湿器、ネブライザー(吸引器)、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計(音声式)、盲人用体重計など
- ④情報・意思疎通支援用具 …………… 携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、点字図書など
- ⑤排泄管理支援用具 …………… ストマ用装具、紙おむつ等、収尿器など
- ⑥居宅生活動作補助用具 …………… 障がい者(児)の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

### 【事業の実施に関する考え方】

○障がいのある人等の地域生活への移行が進むことにより、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具などを中心に需要が高まることが見込まれることから、必要に応じてサービス量の拡充や給付品目の見直しなどを図ります。

### 【実施の見込み】

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付事業	425	425	425
介護・訓練支援用具	1	1	1
自立生活支援用具	3	3	3
在宅療養等支援用具	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	5	5	5
排泄管理支援用具	410	410	410
居宅生活動作補助用具	1	1	1

\* 年間の延給付見込件数

### 【見込量を確保するための方策】

- 日常生活用具の利用希望者のニーズに応えられる制度整備に努めます。
- 日常生活用具の給付にあたっては、その人の特性に合った適切な給付に努めます。
- 日常生活用具に関する情報提供の充実を図ります。

## 8. 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

聴覚障がい者との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される日常生活程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

### 【事業の実施に関する考え方】

- 地域の聴覚障がい者への理解や日常的な支えあいを促進するため、身近な場所において、聴覚障がいを理解し手話を習得する機会を提供することが求められています。
- 手話通訳者養成研修の前提となることから、手話奉仕員養成研修は、手話通訳者養成の観点からも大きな意味合いを持っています。
- 手話を習得するには長期間を要するため、町内の手話サークルなどと連携しながら、明和町社会福祉協議会が実施している手話講座の受講、イベント等へのボランティア参加の呼びかけなどを推奨し、様々な機会を通して継続的に手話を学ぶ機会を提供します。

### 【実施の見込み】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養成研修修了見込者数(人)	10	10	10

### 【見込量を確保するための方策】

- 社会福祉協議会に委託して実施します。

## 9. 移動支援事業（必須事業）

---

屋外での移動に障がいのある人に対して、通学・通勤・通院を除く社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出を支援します。

### 【事業の実施に関する考え方】

- 障がいのある人が地域で自立した生活をするためには、移動支援サービスが不可欠であり、そのニーズは年々高まっていくことが予想されます。

### 【実施の見込み】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用見込み者数(人)	23	24	25
延べ利用見込み時間数(時間/年)	1,120	1,200	1,230

### 【見込量を確保するための方策】

- 移動支援の利用希望者のニーズに応えられるよう、柔軟なサービス提供に努めます。

## 10. 地域活動支援センター（必須事業）

---

障がいのある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を図ります。



### 【事業の実施に関する考え方】

○町内に実施する事業所がないため、他市の地域活動センターへの委託により実施します。

### 【実施の見込み】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
利用実人数(人)	3 (3)	3 (3)	3 (3)

\* ( ) 内は他市町村の地域活動センターを利用する者の数

### 【見込量を確保するための方策】

○事業を委託しているサービス提供事業者と調整を図り、障がいの特性に合わせた活動の提供を推進します。

#### 1 1. その他の事業（任意事業）

その他の地域生活支援事業として、重度身体障害者訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、生活訓練事業、自動車運転免許取得支援事業、自動車改造助成事業を実施します。

### 【事業の実施に関する考え方】

○障がいのある人が、その能力や適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、ニーズに合った任意事業を実施します。

### 【実施の見込み】

#### ①重度身体障害者訪問入浴サービス事業

自宅で入浴することが困難な重度身体障がい者に対して、身体及び身の清潔さを保つとともに健康の維持及び福祉の向上を図るため、訪問による入浴サービスを提供します。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数 (人)	1	1	1

#### ②日中一時支援事業

障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息時間を確保することにより、介護者の負担を軽減し、障がいのある人に対しては、日中における活動の場を提供します。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数(人)	21	22	23

### ③生活訓練事業

視覚障がい者が安全な自立生活を送れるよう、白杖歩行訓練、室内歩行訓練、調理・点字訓練などを行います。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数 (人)	10	10	10

### ④自動車運転免許取得支援事業

障がいのある人が、自動車運転免許を取得する場合に、10万円を限度として免許の取得に係る費用の一部を助成します。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数 (人)	1	1	1

### ⑤自動車改造助成事業

重度の身体に障がいのある人が、自ら所有し運転する自動車を改造する場合に、10万円を限度として費用の一部を助成します。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数 (人)	2	2	2

#### 【見込量を確保するための方策】

- 障がいのある人が、その能力や適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、任意事業として、現在実施している事業を継続していくとともに、事業内容の充実を図ります。
- 地域生活への移行状況や生活実態及びニーズなどを十分に考慮しながら、事業の見直しや必要な事業の創設についても検討していきます。

## 4 障がい児支援の取り組み～第2期障がい児福祉計画～

### (1) 切れ目のない支援の提供

第2期障がい児福祉計画においても、障がい児本人の最善の利益に考慮しながら障がい児の健やかな成長を支援するため、障がい児のライフステージにそって、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関や令和3年4月に開設される「多気郡地域児童発達支援センター」が連携し、障がい児やその家族に対して切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

このため、下記の内容に取り組みます。

- ① 相談窓口の周知を図り、スムーズな支援体制の構築を図ります。「つながりマニュアル」を各支援機関に配布し、活用します。
- ② 障害児支援利用計画、個別支援計画、個別教育支援計画等の整合性を図り、学校・福祉・保健・障害児通所支援事業所等のチームアプローチによる支援を推進します。また、関係者からなる連携会議の導入を図ります。
- ③ パーソナルファイルの活用を推奨するため記入の見本、ガイドブックを配布するとともに関係者が集まる機会に周知を図り、学習会を開催します。
- ④ 教職員と支援員の連携の強化を図ります。
- ⑤ 保護者間の交流の促進を図るため、参加者の輪が広がるように努めます。
- ⑥ 障害児通所支援サービス等（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援等）の提供体制の充実を図ります。
- ⑦ 児童虐待防止や子ども家庭相談を提供する「子ども家庭総合支援拠点」と各関係機関等が連携し、要保護児童の早期発見や虐待の未然防止などに係る地域づくりや体制を強化します。

### (2) 保育所等訪問支援等の活用によるインクルージョンの推進

地域への参加・包容（インクルージョン）を推進し、障がいの有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、保育所等訪問支援を活用したり、障害児通所支援事業所や特別支援学校、巡回相談員の助言を受けたりすることで、障がい児が、保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、小中学校をより利用しやすくなるような体制の整備を図ります。

### (3) 重症心身障がい児や医療的ケアの必要な児童への支援体制の構築

「みえる輪ネット」や重症心身障がい児を対象とした障害児通所支援事業所等と連携しながら重症心身障がい児や医療的ケアを要する児童に対する支援体制の構築を図ります。

### (4) 障害児相談支援の質の向上とチームによる支援体制の構築

障害児相談支援事業所は、障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うと共に、発達や環境の変化に応じ、適切なサービスの調整を行ったり、障害児通所支援事業所、保健、医療、学校などの関係機関をつなげたりする中心となる重要な役割を担っていることから、障害児相談支援の質の向上を図るとともに、支援関係者によるチームの支援体制の構築を図ります。

## (5) 専門的なサービスの提供

強度行動障がい、高次脳機能障がい、発達障がいを有する児童に対し、保育所・幼稚園、認定こども園、学校、障害児通所支援事業所等において適切な支援ができるよう、発達障害支援センターや高次脳機能障害支援コーディネーターなどの専門機関と連携しながら、支援体制の構築を図ります。また、障がい種別にかかわらず質の高い専門的な発達支援を行うことができるよう、障害児通所支援等のサービスの向上を図ります。

## (6) 第2期計画の成果目標と取り組み

項 目	数 値	設置単位
【目標値】 令和5年度末の児童発達支援センターの設置数・場所	1か所 (令和2年度末設置)	【多気郡で 共同設置】
【目標値】 令和5年度末の保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	2か所 (1か所は令和元年度より利用開始)	【圏域で設置】
【目標値】 令和5年度末の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数・場所	(児童発達支援事業所) 1か所有 (放課後等デイサービス) 1か所有	【圏域】
【目標値】 令和5年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済	【圏域】
【目標値】 令和5年度末の医療的ケア児支援のためコーディネーターの設置	1人	町単位

## (7) 障がい児支援のサービスの見込量とその確保の方策

障害児支援事業は、児童福祉法に位置付けられ、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援などのサービスがあります。

### ①児童発達支援事業

障がいのある児童に対し、通所により、日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。

### ②放課後等デイサービス

学校通学中の障がいのある児童に対し、授業終了後又は休業日に通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進のための支援を行います。

### ③保育所等訪問支援

障がいのある児童が、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等における集団生活の適応のために専門的な支援を必要とする場合、施設を訪問し、当該児童や保育所等の職員などに対し支援を行います。

#### ④居宅訪問型児童発達支援事業

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅に訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与等の支援を行います。

#### ⑤障害児相談支援

障がいのある児童が、通所支援サービスを利用する場合に「障害児支援利用計画」を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

#### 【サービス・事業の実施に関する考え方】

- 障がいや発達の遅れのある児童に対して、早期に必要な治療や指導訓練を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることが重要であることから、身近な環境で適切な療育を受けられるよう、保健・福祉・教育の連携の強化を図ります。
- 障害児通所支援は、障がいのある児童が身近な地域において専門的な療育支援や発達支援を受けるために必要なサービスです。障がいのある児童一人ひとりのニーズに応じたサービスの提供を図ることが求められています。
- 医療的ケアを要する児童や重度心身障がい児に対する障害児通所支援を提供できる体制の構築が求められています。

#### 【サービス見込量】月間の利用人数、必要な日数総数

##### ①児童発達支援事業

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	60	66	72
利用人数(人)	25	26	27

##### ②放課後等デイサービス

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	820	830	840
利用人数(人)	82	83	84

##### ③保育所等訪問支援

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	20	25	30
利用人数(人)	5	6	7

#### ④居宅訪問型児童発達支援事業

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	8	8	8
利用人数（人）	1	1	1

#### ⑤障害児相談支援

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（人）	22	23	24

#### 【見込量確保のための方策】

- 保健・福祉・教育の関係機関の連携を図り、障がいや発達に遅れのある児童一人ひとりのニーズに応じたサービス提供ができる体制づくりを進めます。そのために各関係機関が共通の目標に各々の役割に沿った支援を行うことができるよう連携を図るように進めます。圏域で設置された児童発達支援センターが明和町内にできることからさらなる連携を進めていきます。
- 発達や環境の変化に応じ、関係機関との連携、適切なサービスの調整を図ることができるよう、研修やネットワークづくりなどの機会を通して、障害児相談支援の充実を図ります。
- 「みえる輪ネット」や重症心身障がい児を対象とした障害児通所支援事業所等と連携しながら重症心身障がい児や医療的ケアを要する児童に対する支援体制の構築を図ります。
- 県と連携しながら、医療的ケアを要する児童に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター（相談支援専門員や医療ソーシャルワーカーなど）の配置を推進します。

第6期明和町障がい福祉計画  
第2期明和町障がい児福祉計画

令和3年（2021年）3月

発行：三重県明和町

〒515-0332

三重県多気郡明和町大字馬之上 945 番地

TEL 0596-52-7115 FAX 0596-52-7137